

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第176回

3月になり、日々暖かくなってきております。今年は桜の季節も早く到来するようですね。厳しい寒さから一転して、暖かさが早く来ます。

「中小企業の景気も早くよくなってくれれば嬉しいですね」

さて今回は、日頃から自分のモットーとして注意すべきことを少し話します。十分心して対応してください。

- ① 会社は社長（あなた）の器以上には大きくならない。自分を磨いてください、率先垂範してください、勉強してください。（自分より優れた者を使う度量とそして、人心を読む力がありますか？）
- ② 人を採用するということは、結婚する相手を見つけることと同じぐらい大事。自分のものさし、判断基準をしっかりと設定しよう、しっかりと面接しよう。
- ③ 社長の考えを従業員、銀行、得意先等に理解させられるかどうか、その会社が成長できるかどうかのポイントである。（銀行から借入できるかも、ここがポイント）
- ④ あなたは毎年何人の人と知り合いになれますか。その多さがあなたの人脈につながります。
- ⑤ 夢（目標）の大きさが、会社も育て、いい人材も集め育てれます。
- ⑥ 感謝と素直さが一番の成功の元、素直に教を請いましょう。
- ⑦ 徹底する執念があなたの会社を救う元だ（今に見てろの上昇、欲求のエネルギーが大事だ）
- ⑧ やはり陽転力、前向きの気持ちが大切だ →（私は常に運が強いと思ってください）

さあ、明日へ向かってがんばってください。

前田の《今人生を語る》第83回

めざめよ日本人 ④

郵政民営化はどんな害を日本にもたらすでしょう。

- (イ) 集めた貯金を自由にアメリカの国債購入に使えます。（ドルが下がったら無価値になりますよ、そして払戻しもできません）
- (ロ) 簡易保険にアメリカの保険会社が参入します。ましてや、健康保険制度がなくなったら、国民は自分で生命保険に加入しなければなりません。これもすべてアメリカの保険会社の餌食。⇒ 貧乏人は早く死ね！！
- (ハ) 僻地は郵便配達もありません。家族とも手紙のやり取りできません。どうしよう！！

↓
こういった問題をもっと真剣に考え、政治にも参画するのが国民の義務であり、自主性です。



役員給与の損金不算入制度について

工藤 雅史

先月の国会に提出された平成18年度税制改正法案では、法人税法上の「役員給与」に関する取扱いが見直されております。

このことは、特に影響が大きい事項でありますので、今回はその概要等を記載いたします。

1. これまでの取扱いとの相違点

これまでの法人税法上の取扱いでは、「定期同額の役員給与」つまり毎月一定額の支給である場合のみ損金算入（税務上の経費とすること）が認められており、役員賞与の支給、不定期的な役員給与の支給、毎月役員給与額が変動するなどの場合、損金不算入とされてきました。

今回の改正案ではこの考え方を大幅に変更し、「役員に対する給与役員報酬、賞与、退職金などの区分をせず一括りにして損金算入・不算入を定める」という考え方のもとに、以下の内容のものであれば良いとされました。

- (1) 退職給与
- (2) ストックオプションの付与に係る経済的利益
- (3) (1)、(2)以外のもの
 - ・ 使用人兼務役員給与に係る使用人部分
 - ・ 第34条第3項に規定する利益連動給与
- (4) 定期同額給与・・・現行の定時・定額の給与に相当
- (5) 事前届出による所定の時期に確定額を支給する給与・・・現行では、定時定額要件を満たさないことから損金不算入とされる特定月の増額支給部分に相当
- (6) 一定の利益連動給与・・・算定方法の開示等一定の要件を満たすもので、現行では損金不算入とされる、いわゆる業績連動型役員報酬に相当

注1 「過大な役員給与」「仮想隠蔽により支給する役員給与」は上記に該当していても当然ですが、否認されます。

注2 (5)について、下記の実例の通りとなります。

- | | | |
|----------------------------|---|----------------------------------|
| ① 毎月30万円の給与 | … | 所轄の税務署への事前届出はいりません。 |
| ② 毎月30万円の給与
年1回100万円の賞与 | … | 30万円×12月+100万円=460万円を所轄の税務署へ事前届出 |
| ③ 年2回150万円の給与 | … | 150万円×2回=300万円を所轄の税務署へ事前届出 |

2. 新規定「特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度」にご注意

業務主宰役員とその関連者が、発行済株式の90%以上を所有し、かつ、常務に従事する役員総数の過半数を占める場合、給与所得控除額相当額を損金不算入とする規定が設けられる模様です。これにより実質的に税負担増が見込まれるわけですが、

- ① 同族会社の所得等の金額として計算される金額の直税3年以内に開始する事業年度における平均額が年800万円以下である場合
- ② ①記載の平均額が年800万円超3,000万円以下であり、かつ、その平均額に占める「登記に業務を主宰する役員給与」の割合が50%以下である場合

においては給与所得控除額の法人所得加算はしなくても良いとされております。なお、損金不算入とされる給与所得控除額相当額を金額をはじめ、適用除外要件とされる基準所得金額の計算方法等については、政令で定められることとなります。基準所得金額の計算では、青色欠損金がある場合について一定の考慮がされる模様で、改正政令の内容が重要といえます。